平成２９年（行ツ）第４号被上告人ら指定代理人
右田　直也
若林美賀子
安岡美香子
松本　亮一
中村　元昭
吉田　隆一
前村　俊二
矢澤　正樹
佐竹　　純
平成２９年（行ツ）第４号被上告人東京都選挙管理委員会指定代理人
広木明裕美
鈴木　秀治
平成２９年（行ツ）第４号被上告人茨城県選挙管理委員会指定代理人
古田　直哉
青木　祐人
平成２９年（行ツ）第４号被上告人栃木県選挙管理委員会指定代理人
荒井　一浩
玉巻　上王
平成２９年（行ツ）第４号被上告人群馬県選挙管理委員会指定代理人
中嶋　政雄
茂木　直人
園田　　宏
糸井　祐貴
平成２９年（行ツ）第４号被上告人埼玉県選挙管理委員会指定代理人
柳　　政男
石島　高広
新谷英二郎
長井　　諒
平成２９年（行ツ）第４号被上告人千葉県選挙管理委員会指定代理人
渡辺　一博
角田　真一
伊藤　康太
平成２９年（行ツ）第４号被上告人神奈川県選挙管理委員会指定代理人
森元　宏暢
森　駿一郎

平成２９年（行ツ）第４号被上告人新潟県選挙管理委員会指定代理人
坂井　隆雄
曽我　裕宣
飯塚　　努
目黒　陽介
平成２９年（行ツ）第４号被上告人山梨県選挙管理委員会指定代理人
小林　　修
中村　直樹
鈴木　　勝
植松　将輝
石原　雄介
平成２９年（行ツ）第４号被上告人長野県選挙管理委員会指定代理人
竹内　善彦
滝沢　裕之
丸山　俊樹
原田　正志
平成２９年（行ツ）第４号被上告人静岡県選挙管理委員会指定代理人
市川　敏之
山田　琢也
石川　哲史
長谷川智己
山口　裕司
夏目　　命
川島　大明
平成２９年（行ツ）第１０号被上告人ら，同第１１号被上告人指定代理人
菊地英理子
川村　孔二
永田篤希雄
斉藤　雅彦
髙﨑　裕介
平成２９年（行ツ）第１０号被上告人ら指定代理人
釘宮　崇郎
北林　淳治
大田原　督
平成２９年（行ツ）第１０号被上告人宮崎県選挙管理委員会指定代理人
横山　幸子
福山　　旭
濵川　哲一
本部　智規
鍋倉　　敏

平成２９年（行ツ）第１０号被上告人鹿児島県選挙管理委員会指定代理人
房村　正博
加治　博孝
坂元加奈子
井上　要人
肥後　一弘
伊地知正治
平成２９年（行ツ）第１１号被上告人指定代理人
岩永　慶太
渡名喜幹夫
松永　　亨
小橋川健康
喜屋武　敦
平成２９年（行ツ）第３２号被上告人ら指定代理人
太田　良一
浦川　　剛
平成２９年（行ツ）第３２号被上告人香川県選挙管理委員会指定代理人
戸田　智美
古川　忠明
川田　卓也
川西　主馬
平成２９年（行ツ）第３２号被上告人愛媛県選挙管理委員会指定代理人
井上　貴至
伊賀上慶樹
廣瀬　智也
吉田　直史
平成２９年（行ツ）第３２号被上告人徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会指定代理人
森口　浩德
神田　広貴
濵口　栄喜
梶原　知史
前島　健助
岩見　好敏
美原　隆寛
吉田　恵司

平成２９年（行ツ）第４５号被上告人指定代理人
山口　　浩
久保　貴紀
五十嵐健治
影近　洋太
清水　敬二
長尾　法明
山田　昌弘
端場　　誠
菊地　千尋
平成２９年（行ツ）第５４号被上告人ら指定代理人
遠山　玲子
岡部　直樹
寺田　佳裕
堀田真由美
柴田　尚樹
平成２９年（行ツ）第５４号被上告人愛知県選挙管理委員会指定代理人
江口　幸雄
末廣　　等
飯田　達也
廣濵　佳佑
平成２９年（行ツ）第５４号被上告人岐阜県選挙管理委員会指定代理人
和田　真吾
佐々木康二
常田竜太郎
小木曽　豊
川島　尚也
平成２９年（行ツ）第５４号被上告人三重県選挙管理委員会指定代理人
中西　正洋
保科　　実
笹之内浩一
三宅　俊之
藤澤　大輔

判決

上告人横山正樹ほか23人，被上告人滋賀県選挙管理委員会ほか23人間の選挙無効請求事件について，平成29年９月27日大法廷において次のような判決があった。(最高裁判所)

平成２９年（行ツ）第９号，第１９号，第２１号，第２２号，第３３号，第３４号，第４１号，第５５号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の別紙１記載の各判決に対し，上告人らから上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。